

令和 7 年度監査計画

1. 監査委員の役割

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として地域住民の付託を受け、公正で効率的な行政運営を確保するため監査・審査・検査を実施しています。

南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）は、奈良県と五條市及び吉野郡の全町村で構成する一部事務組合であり、地域住民に良質で最適な医療を継続的に提供するため南奈良総合医療センター・吉野病院・五條病院の 3 病院に加えて南奈良看護専門学校及び南奈良訪問看護ステーションを一体的に運営していくことから、監査委員には合規性の観点はもとより、企業団の経営の健全化に貢献する役割も求められます。このため、以下の点に留意し、監査を実施します。

（1）地域住民に開かれた住民視点の監査

監査の公正性を高め、住民の視点に立った監査を行うとともに監査の結果を分かりやすい形で住民に公表していくことにより、透明性の高い、開かれた監査を目指します。

（2）適正化の促進と内部統制の強化

企業団の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性を重視しつつ、監査結果が監査対象機関の問題にとどまらず、広く企業団全体の内部統制機能の更なる整備充実につながるよう留意します。

（3）経済性、効率性、有効性の監査

企業団の取組の推進に貢献するため、正確性及び合規性の視点に加え、最小の経費で最大の効果を挙げる行財政運営が行われている経済性、効率性及び有効性の観点を重視して監査を実施します。

2. 監査等の種類及び実施方針

令和 7 年度に実施する監査等の種類及び実施方針は、次のとおりとします。

（1）定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

ア 財務監査

財務事務を中心とした監査を実施します。

イ テーマ監査

企業団の特定事務事業を対象としてテーマを設定し、法令等に従って適正に処理されているかという観点に加え、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の目的を上げているかなど、経済性、効率性、有効性を重視して監査を実施します。

(2) 決算審査

令和6年度決算を対象として審査を実施します。

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算執行及び財産管理の状況について審査します。また、各事業が法令等に従って適正に処理されているかについても検討を行い、監査委員の意見を付します。

(3) 現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

会計の現金の出納を検査します。また、収入・支出の原因となる歳入の調定・支出負担行為等に関する監査を実施します。

3. 監査等の実施時期

別紙 監査等の実施時期のとおりです。

4. 監査結果及び措置状況の公表

監査等の結果及び企業長・関係機関の措置状況については、企業団ホームページ等により地域住民及び職員にわかりやすく情報提供します。